

改正

令和8年7月8日告示第240号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上に資することを目的に、市内の老人クラブが実施する活動費の一部に対し補助する伊賀市老人クラブ活動等補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者は、老人福祉の増進を目的とした活動を行う組織であって、伊賀市内に住所を有する概ね60歳以上の高齢者で構成された地区老人クラブ連合会に属する単位老人クラブとする。

(補助対象事業及び経費)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる経費は、交付の対象としない。

- (1) 食糧費（酒類、弁当類その他市長が必要と認めないもの）、慶弔費、懇親会費、交際費等公益的事業に直結しない経費
- (2) 国、県又は市の補助制度又は委託事業の対象となっているもの

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、別表に掲げる経費のうち、実際に要した経費の額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、10万円を限度とする。

(実績報告書の様式等)

**第5条** 第3条に規定する事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、補助事業等実績報告書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、翌年度の4月末日までに行うものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 補助対象経費の内容及び支出が分かる資料（決算書、領収書等）

- (3) 活動状況及び内容が確認できる資料（写真等）
  - (4) 口座振込依頼書
  - (5) 収支決算書及び収支内訳書（規則第12条第2項第4号の様式第7号の2）
- （補助金の終期）

**第6条** 補助金の終期は、令和11年3月31日とする。ただし、終期の到来前に、補助金の効果及び継続の必要性を検証の上、補助基準額の見直し、補助金交付の継続又は補助金の廃止を決定するものとする。

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

#### 附 則

この告示は、令和8年7月8日から施行し、改正後の伊賀市老人クラブ活動等補助金交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金から適用する。

#### 別表（第3条、第4条関係）

| 補助対象事業                                                                                                                           | 補助対象経費                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| (1) 健康づくり・介護予防事業<br>(2) 環境美化・地域貢献活動<br>(3) 地域交流・文化活動<br>(4) 友愛活動事業<br>(5) 若手高齢者や新規会員獲得のための周知啓発事業<br>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 | 活動に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費並びに損害保険料 |

#### 別記様式（第5条関係）

年 月 日

伊賀市長 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました 年度伊賀市老人クラブ活動等事業の実績を伊賀市補助金等交付規則第 12 条第 2 項及び伊賀市老人クラブ活動等補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 添付書類

- 補助金交付決定通知書の写し
- 補助対象経費の支出額がわかる資料（領収書等）
- 活動状況を確認できる資料（写真等）
- 口座振込依頼書
- 収支決算書及び収支内訳書（規則第 12 条第 2 項第 4 号の様式第 7 号の 2）